

『食材王国みやぎ』食のマッチングリスト」取扱要綱

(目的)

- 第1 この要綱は、宮城県内の魅力あふれる生産物・商品を県内外の実需者等に紹介し、効果的なマッチングを図り、県産食材等の販路拡大につなげていくことを目的とした『食材王国みやぎ』食のマッチングリスト（以下「リスト」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(リスト掲載の対象、掲載の要件)

- 第2 以下の（１）及び（２）の内容を満たす者とする。
- （１）飲食店や小売店、バイヤー等との新たな取引や更なる販路拡大を希望する下記の実需者・事業者を対象とする。（ア、イのいずれかを満たす者）
- ア 県内で農林水産物の一次生産を行う生産者・事業者
 - イ 県内産の農林水産物を用いた商品等（主に一次加工品まで）を製造・販売する生産者・事業者
- （２）次のアからウの事項の掲載や情報提供に可能な限り協力できる生産者・事業者
- ア 生産者・事業者の情報（担当者名、住所、連絡先 等）
 - イ 生産物・商品の詳細情報や取引・流通条件（こだわりPR、価格帯、出荷時期、出荷対応、最低納品数、発注リードタイム、受賞歴・認証の有無、視察受入条件、希望販路 等）
 - ウ その他より詳細な項目
- 2 その他、宮城県農政部食産業振興課長が認めた者は、掲載の要件を満たす者とする。

(リスト掲載の手続)

- 第3 リスト掲載を希望する者は、「みやぎ電子申請サービス」の申込フォームにおいて、各項目に必要な事項を記入・回答し、申し込むこと。

(リスト掲載情報の取扱い)

- 第4 第3に規定する手続により、申込のあった内容（以下「掲載情報」という。）は、リストとして取りまとめ、宮城県農政部食産業振興課で適切に管理し、県産食材、生産者・事業者の紹介やマッチング、県施策の検討等を行う際の参考情報として活用し、その他の目的には使用しない。また、不特定多数に公表するものではない。

(リスト掲載情報の第三者への提供)

- 第5 掲載情報は、県産食材等の活用・取引等を希望する実需者や食品製造事業者等へ提供する場合がある。第3に規定する手続により申込をした者については、これに承諾したものであるものとする。

(リスト掲載情報の更新)

- 第6 掲載情報は年1回更新することとし、リストに掲載されている者(以下「掲載者」という。)に対し、宮城県農政部食産業振興課から、毎年度末に、掲載情報の更新に係る通知を发出する。
- 2 宮城県職員の現地訪問における聞き取り等により、随時、掲載情報の更新を行う場合がある。
- 3 リスト掲載後、第6の1における更新時や、その他、県事業についての相談時等において、連絡の確認ができない等の場合は、リストから掲載情報を削除する場合がある。

(リスト掲載の辞退)

- 第7 掲載者は、掲載を辞退しようとするときは、速やかに、宮城県農政部食産業振興課にその旨を連絡することとする。
- 2 宮城県農政部食産業振興課は、その連絡を受けたときは、リストから掲載情報を抹消するものとする。

(リスト掲載募集の周知)

- 第8 宮城県経済商工観光部各地方振興事務所内の各部(地方振興部、農業振興部、水産漁港部、林業振興部等)に対し、宮城県農政部食産業振興課から、毎年4月頃に、リスト掲載募集の周知依頼を发出する。
- 2 第8の1の依頼を受けた各地方振興事務所内各部等では、普及活動や企業訪問等、業務においてつながりのある生産者・事業者に対し、リスト掲載に関する周知等を行う。

(その他)

- 第9 この要綱に定めるもののほか、『『食材王国みやぎ』食のマッチングリスト』の取り扱いに関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月18日から施行する。